

公的年金と私的年金の制度改革について

資産
運用

年金
財政

年金
制度

その他

Topic

令和6年財政検証結果を踏まえ、公的年金および私的年金について制度改革が予定されています。企業年金制度の検討にも大きな影響を与えるため、主な制度改革の方向性について解説します。

※ 年金制度改革は、社会保障審議会にて改正内容についての議論が行われ、厚生労働省で改正法案を作成、国会の審議を経て決定の流れとなります。本資料は執筆時点(2025年4月7日)での公表情報等を基に作成したものです。改正法案の内容をめぐる調整が続いており、国会への提出も行われておらず、改正時期・内容とも今後変更となる可能性があることに、ご注意ください。

公的年金の主な制度改革について

① 被用者保険の適用拡大

a. 「企業規模50人以下」への適用拡大

フルタイム以外の毎週20時間以上労働の場合、規模が小さい会社に適用が順次拡大されてきており、50人以下の事業所も対象になります。ただし、「2027年10月からは35人超」「2029年10月からは20人超」「2032年10月からは10人超」「2035年10月からは完全撤廃」と段階的に適用拡大となる見込みです。

b. 「月8.8万円未満」への適用拡大

いわゆる年収106万円の壁の撤廃ですが、概ね3年間の周知・準備期間が設けられると同時に、事業主が労使折半を超えて保険料を負担することができる特例的・時限的な経過措置を設け、この特例措置を利用した事業主に対して保険料負担軽減策を設ける見込みです。

c. 「5人以上個人事業所の非適用業種」への適用拡大

事業所における事務負担や経営への影響等に留意し、新規事業所に対しては2029年10月施行となりますが、既存事業所に対しては経過措置として当面期限を求めない、配慮措置が設けられる見込みです。

② 在職老齢年金制度の見直し

賃金と老齢厚生年金の合計額による支給停止の基準額(現行:50万円)が62万円にまで引き上げられる見込みです。

③ 標準報酬月額の上限の見直し

厚生年金の標準報酬月額の上限(現行:65万円)が75万円に引き上げられる見込みです。

④ 基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了

基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させることで、基礎年金のマクロ経済スライドによる減額幅を圧縮する内容。実施時期については次期財政検証(2029年予定)後に判断とされ、実質次回へ先送りとなる見込みです。

※ その他、遺族年金制度の見直し等も予定されています。
※ 次期財政検証を踏まえた制度改革においては、今回は見送りとなった「基礎年金の保険料拠出期間延長」(現行の40年(20~59歳)から45年(20~64歳)へ延長)や「基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了の実施時期」、「障害年金の支給に関する内容」が主な検討課題として挙げられています。

<ご参考> ①被用者保険の適用拡大イメージ

雇用者全体		現在の義務的適用対象	適用拡大予定の対象	適用拡大が検討されたが見送り予定の対象
フルタイム	※1週間の所定労働時間 30時間以上	厚生年金の被保険者 (フルタイム)		
月8.8万円(年106万円)				
1週間の所定労働時間 フルタイム 20時間以上 以外	1週間の所定労働時間 20時間未満	企業規模 100人超	企業規模100 人以下50人超	企業規模 50人以下
		月8.8万円未満		学生等
		10~20時間		
		10時間未満		
		適用事業所		非適用事業所

私的年金の主な制度改正について

① 企業型DC拠出限度額（月額）の引き上げ

現行	改正予定の内容
5.5万円－DB等掛金相当額	6.2万円 －DB等掛金相当額

拠出限度額が7,000円引き上げられることとなりますが、実際の企業型DCにおける掛金拠出額への影響については、以下のような例が考えられます。

例1) 基本給×●%を事業主掛金としている制度の場合

「上記の算出により法令上の拠出限度額を超える場合は、拠出限度額をその月のDC掛金とする」と規定しているパターンでは、DC掛金額が5.5万円以上となる従業員が発生する可能性があります。

例2) ライフプラン支援金(5.5万円)の範囲内で各従業員が任意でDC掛金額を選択する制度の場合

拠出限度額の引き上げによりライフプラン支援金を6.2万円まで増額し、従業員の選択肢を広げることが可能となります。

② iDeCo拠出限度額（月額）の引き上げ

対象	現行	改正予定の内容
国民年金 1号被保険者	6.8万円	7.5万円
国民年金 2号被保険者	5.5万円 －DB等掛金相当額 －企業型DC掛金額 (DBDC加入者は上限2万円、 未加入者は上限2.3万円)	6.2万円 －DB等掛金相当額 －企業型DC掛金額 (上限廃止)

拠出限度額が引き上げられることにより、iDeCoをより活用できるようになります。特に、国民年金第2号被保険者は上限撤廃により、大幅な限度額増となります。

③ マッチング拠出可能額の上限緩和

現行	改正予定の内容
企業型DC拠出限度額の範囲内かつ 事業主掛金額≧マッチング拠出額	企業型DC拠出限度額の範囲内 (要件廃止)

上限が緩和されることにより、以下の影響が考えられます。

・ マッチング拠出を導入している制度

ほとんどのDC加入者のマッチング拠出可能額が増加し、従業員のDC活用の選択肢が広がります。事業主は現行DC規程に「事業主掛金額≧マッチング拠出額」の要件を規定していますので要件撤廃に伴う、DC規程の変更対応が必要となります。

・ マッチング拠出を導入していない制度

現行法令では、ある程度の事業主掛金の拠出がないとマッチング拠出は活用の難しい面もありましたが、改正によりマッチング拠出導入を検討する団体様が増加すると思われます。

※ その他、iDeCoの60歳以上の加入要件の緩和が予定されています。

※ 今後の主な検討課題として以下が挙げられています。

- ・ キャッチアップ拠出、生涯拠出限度額の導入
- ・ iDeCoの最低拠出額の引き下げ(現行:5,000円)

KeyWord

「キャッチアップ拠出」って何？

キャッチアップ拠出とは「DC加入可能期間×拠出限度額」＝「生涯拠出限度額」とし、生涯拠出限度額の範囲内であれば拠出限度額を超えて掛金拠出できる仕組みです。

米国のDC制度ではキャッチアップ拠出が導入されており、50歳以上の方は拠出限度額を超えてDC掛金の拠出が可能となっています。

制度改正による企業型DCへの影響、制度変更の選択肢、対応事項等は制度内容によって異なります。ご不明な点がございましたら担当者あてに遠慮なくご相談ください。



あなたの未来を強くする

 住友生命

【住友生命保険相互会社】
東京本社〒104-8430 東京都中央区八重洲2-2-1
電話 (03)6664-8640(年金コンサルティング室)
(ホームページ) <https://www.sumitomolife.co.jp>

定型2025-01

- ◆ 本資料は情報提供を目的に作成しているもので保険の募集を目的としたものではありません。商品のご検討にあたりましては、当社作成のパンフレット等をご覧ください。
- ◆ 本資料のデータや税制・法令等は、特定の記載がない限り、2025年4月現在のものです。今後、税制・法令等の改正により変更となる場合があります。